

協議事項 2

新庁舎の規模について（案）

1. 経緯（基本構想における検討）

- ①職員数:520人（本庁及びプラザおおりの職員数（臨時・嘱託職員を含む）とする。）
- ②新庁舎の延床面積:11,500㎡
（職員数520人で総務省地方債同意等基準運用要綱によって算定した床面積12,700㎡から将来の人口減少等を考慮し1割減とした面積）
- ③行政機能集約の観点から、保健福祉センター等の出先機関との機能分担について、今後予定している新庁舎整備基本計画の策定段階で検討することとする。

2. 今回の検討事項

○保健福祉センターについての検討事項

【現状】

- ・ 4課1部署
- ・ 職員数：93人
- ・ 執務室面積：273.48㎡

【対応】

- ・ 4課1部署のうち、本庁舎の部署との関連性、特に来庁者の動線の関連性が強い部署を本庁舎に集約したい。
- ・ 集約する人員及び面積については今後詳細に詰めていくが、現状では4課1部署の1/2を集約することとして本庁舎の規模を算定する。

【結果】

- ・ 本庁舎（381人）＋プラザおおりの（163人）＋保健福祉センターの職員数の1/2（47人）＝591人で総務省地方債同意等基準運用要綱によって算定した床面積13,992.59㎡から1割減とした面積は約12,600㎡となる。

【配慮事項】

- ・ 人口減少局面における庁舎建設であることを十分に考慮するとともに、市況の高騰により増嵩が見込まれる建設コストの抑制を図る必要があることから、可能な限りコンパクトな整備を目指すこととする。